

<慢性GVHD 2級>

(付 記)

- 本例は、障害の原因となった傷病名が「慢性GVHD」であり、造血幹細胞移植を行うことになった原傷病「再生不良性貧血」の初診日が平成24年3月1日となるが、20歳前であるため、20歳に達する日（平成29年2月4日）の障害の程度が国年令別表に該当するか否かの認定を行うこととなる。

この診断書の障害の状態は、平成29年3月1日現症のもので、障害認定日以降3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。

- 傷病は慢性GVHDであるので、診断書①～④、⑧、⑨、⑫、⑬、⑯、⑰欄は必ず記載されていなければならない。
- ②欄は「慢性GVHDの発生日」、③欄は「慢性GVHDのため初めて医師の診療を受けた日」について記載してもらうこと。
- ④欄に造血幹細胞移植を行うことになった原傷病名、その初診日を記載してもらうこと。
- ⑬「2 治療状況」欄に造血幹細胞移植の有無、移植日、慢性GVHDの有無、「造血細胞移植ガイドライン」における慢性GVHDの臓器別スコア及び重症度分類に沿って、程度（軽症・中等症・重症）のいずれかに○を記載してもらうこと。
また、「所見」欄には、上記の程度と診断した臓器別のスコアを記載してもらうこと。
- ⑬「3 その他の所見」欄には、⑬「2 治療状況」欄の補足となる所見やその他の所見について記載してもらうこと。

■ 認 定

検査の結果、慢性GVHDの臓器別スコアが「眼3、口腔2、皮膚3」で重症度分類は「重症」であり、一般状態区分は「エ」、日常生活活動能力等は「日常生活活動は時間と体力を要し制限があるため介助が必要」とのことから、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると認められるので、2級15号と認定される。